

事件に係る企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズムの確立に関する指導意見（試行）

発行日時：2021年06月03日

「事件に係る企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズムの確立に関する指導意見（試行）」の印刷・発布に関する通知

中国共産党第19回全国代表大会及び中国共産党第19期中央委員会第二、三、四、五回全体会議の精神を徹底的に学習・実行し、習近平の法治思想を全面的に貫徹し、法に基づく試験的企業コンプライアンス改革の中で、事件に係る企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズムを確立・整備し、企業の違法な犯罪行為を効果的に処罰・予防し、経済社会の良質な発展への貢献を支援し、国家統治体制及び統治能力の近代化の推進を助力するために、最高人民検察院、司法部、財政部、生態環境部、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務総局、国家市場監督管理総局、中華全国工商連合会、中国国際貿易促進委員会は、「事件に係る企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズムの確立に関する指導意見（試行）」を研究・策定し、ここに発行するので、実務に照らして慎重に徹底実施されたい。実施に際して重要な状況や問題に遭遇した場合、速やかに最高人民検察院、司法部、財政部、生態環境部、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務総局、国家市場監督管理総局、中華全国工商連合会、中国国際貿易促進委員会まで下級から上級へ次々と報告を行うこと。

最高人民検察院 司法部 財政部 生態環境部 国務院国有資産監督管理委員会、国家
税務総局

国家市場監督管理総局 中華全国工商連合会 中国国際貿易促進委員会

2021年6月3日

事件に係る企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズムの確立に関する 指導意見（試行）

習近平総書記の重要な演説の精神と中国共産党中央委員会の重大な決定と配置を実行し、法に基づく試験的企業コンプライアンス改革の中で、事件に係る企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズムを確立・整備し、企業の違法な犯罪行為を効果的に処罰・予防し、経済社会の良質な発展への貢献を支援し、国家統治体制及び統治能力の近代化の推進を助力するために、刑法、刑事訴訟法等の法律法規及び関連政策の精神に基づいて、本指導意見を制定した。

第一章 総則

第一条 事件に係る企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価メカニズム（以下、「第三者メカニズム」という）とは、人民検察院が企業の関わる犯罪事件を処理する際、試験的企業コンプライアンス改革の適用条件が満たされている場合、第三者監督評価メカニズム管理委員会（以下、「第三者メカニズム管理委員会」という）の選任により結成された第三者監督評価組織（以下、「第三者組織」という）に対して、事件に係る企業のコンプライアンス承諾に対する調査、評価、監督と考察を委ねることをいう。考察の結果は、人民検察院が法に基づき事件を処理する際の重要な参考資料となる。

第二条 第三者メカニズムの確立と運用は、適法で秩序的、公開公平、平等保護、表面とその根本的原因の両面の問題解決という原則に従うものとする。

第三条 第三者メカニズムは、会社、企業等の市場主体が生産経営活動において関与した経済犯罪、職務犯罪等の事件に適用されるものとし、会社、企業等が犯した企業犯罪事件だけでなく、会社、企業の実質的支配者、経営管理者、コア技術者等が実施した生産経営活動と密接に関連する犯罪事件も含まれる。

第四条 次の条件を同時に満たした企業が関わる事件に対して、試験的実施地域の人民検察院は、事件の状況に応じて本指導意見を適用することができる。

（一）事件に係る企業、個人が罪を認め、処罰を受け入れる。

（二）事件に係る企業が正常に生産経営することが可能であり、企業コンプライアンス体制の確立または整備を承諾し、第三者メカニズムを稼働するための基礎条件を備えている。

（三）事件に係る企業が自発的に第三者メカニズムを適用する。

第五条 次の各号のいずれかに該当する企業に関わる犯罪事件の場合、企業コンプライアンス試行及び第三者メカニズムは適用されないものとする。

- (一) 個人が違法な犯罪活動を行う目的で会社、企業を設立する場合、
- (二) 会社、企業が設立された後、犯罪行為を実施することを主たる活動としている場合、
- (三) 会社、企業の人員が単位の名義を盗用して犯罪行為を実施した場合、
- (四) 国家の安全を脅かす犯罪、テロ活動犯罪の疑いがある場合、
- (五) その他適用することが不適切な場合。

第二章 第三者メカニズム管理委員会の構成と職責

第六条 最高人民検察院、国務院国有資産監督管理委員会、財政部、中華全国工商連合会は、司法部、生態環境部、国家税務総局、国家市場監督管理総局、中国国際貿易促進委員会等の部門とともに、第三者メカニズム管理委員会を設置する。中華全国工商連合会は管理委員会の日常的業務を担当し、国務院国有資産監督管理委員、財政部は、管理委員会における国有企業に係る日常業務を担当する。

第三者メカニズム管理委員会は、次の職責を果たす。

- (一) 第三者メカニズムに関する規范文書を研究・制定する、
- (二) 第三者メカニズムに関わる重大な法律政策問題を研究・論証する、
- (三) 第三者メカニズム専門家名簿の登録条件と管理方法を研究・制定する、
- (四) 第三者組織とその人員の業務保障とインセンティブ制度を研究・制定する、
- (五) 試験的实施地域の第三者メカニズム管理委員会及び第三者組織を対象とする日常的な監督と巡回検査を実施する、
- (六) 関連する構成単位と連携して、所属または所管する中華全国弁護士協会、中国公認会計士協会、中国企業連合会、中国登録税理士協会、中国貿易促進委員会全国企業コンプライアンス委員会（中国貿易促進委員会商事法律サービスセンター）及びその他の業界団体、商会、機構等の企業コンプライアンス分野における業務指導を行い、企業に関わる犯罪のコンプライアンス考察基準を研究・制定する、
- (七) 全国における第三者メカニズムのその他業務の統括・調整を行う。

第七条 第三者メカニズム管理委員会の構成単位は、最高人民検察院、国務院国有資産監督管理委員会、財政部、中華全国工商連合会の担当責任者を招集者とする合同会議体制

を確立し、業務の必要に応じて定期的または不定期に会議を開催し、関連重大事項及び規範的文書を研究し、段階的な業務の重点と措置を決定する。

各構成単位は、職責の分担に従い、合同会議で決定された業務任務と決定事項を真剣に履行し、日常的な連絡、共同調査・研究、情報共有、宣伝・研修などのメカニズムを確立・整備し、試験的企業コンプライアンス改革と第三者メカニズムに関する業務の円滑な実施を促進するものとする。

第八条 試験的实施地域の人民検察院、国有資産監督管理委員会、財政部門及び工商連合会は、現地の実情に照らして、本指導意見の第六条及び第七条の規定を参考に、当該地域の第三者メカニズム管理委員会を設立し、合同会議メカニズムを確立するものとする。

試験的実施地域の第三者メカニズム管理委員会は次の職責を果たす。

(一) 当該地域における第三者メカニズムの専門家名簿を作成し、各方面の意見・提案と業務の実情に基づき、動的管理を行う、

(二) 当該地域における第三者組織及びその構成員の日常的な選任、研修、評価に責任を負い、法令・規定に従った職務の遂行を確保する、

(三) 選出された第三者組織及びその構成員に対して、日常的に監督及び巡回検査を行う、

(四) 第三者組織の構成員が本指導意見の規定に違反した場合、または社会道德、職業倫理に違反するその他の行為を行い、第三者組織のイメージ又は公信力を著しく損なった場合、適時に関係主管機関、団体などに懲戒勧告を提案するものとし、法律違反や犯罪の疑いがある場合は、速やかに公安司法機関に告発または通報し、第三者メカニズム専門家名簿のブラックリストに登録する、

(五) 当該地域における第三者メカニズムのその他の業務を統括・調整する。

第九条 第三者メカニズム管理委員会は、巡回検査チームを設置し、本指導意見第六条第五項、第八条第三項の規定に基づき、第三者メカニズムの関連業務における関連組織及び人員の職務履行状況について、事前に通知することなく、現場での抜き打ち検査及び追跡・監督を行うものとする。

巡回検査チームの構成員は、全国人民代表大会の代表、中国人民政治協商会議の委員、人民監督員、退任した裁判官・検察官、会計・監査等の関連分野の専門家・学者が務めることができる。

第三章 第三者メカニズムの稼働と運用

第十条 人民検察院は、企業が関わる犯罪事件を処理する際、企業コンプライアンス試験的实施及び第三者メカニズムの適用条件が満たされているかどうかを審査することに留意し、適時に事件に係る企業及び個人の意見をヒアリングするものとする。事件に係る企業、個人及びその弁護士、訴訟代理人またはその他関係する単位、人員が企業コンプライアンス試験的实施及び第三者メカニズムの適用を申請する場合、人民検察院は法に従い申請を受理し、審査を行うものとする。

人民検察院は、審査の結果、企業が関わる犯罪事件が第三者メカニズムの適用条件を満たしていると判断した場合、当該地域の第三者メカニズム管理委員会に第三者メカニズムの稼働を要請することができる。第三者メカニズム管理委員会は、事件の具体的な状況及び事件に係る企業の種類に従い、第三者組織を構成する人員を専門家名簿から無作為に選出し、社会に向けて公開するものとする。

第三者組織の構成員名簿は、登録のため、事件の処理を担当する人民検察院に報告するものとする。人民検察院または事件に係る企業、個人、その他の関連単位、人員が選定された第三者組織の構成員に対して異議を申し立てる場合、第三者メカニズム管理委員会は調査・確認を行い、状況に基づき調整を行うものとする。

第十一条 第三者組織は、事件に係る企業に対し、特別または複数のコンプライアンス計画の提出、並びにコンプライアンス計画の完了期限の明確化を要求するものとする。

事件に係る企業が提出するコンプライアンス計画は、主に、疑いのある企業犯罪行為と密接に関係している企業内部統治の仕組み、規程・制度、人員管理などに存在する問題に焦点を当て、実行可能なコンプライアンス管理規範を制定し、効果的なコンプライアンス組織体制を構築し、コンプライアンスリスク上のリスク予防・報告メカニズムを整備し、企業制度構築と監督管理上の抜け穴を補い、同様または類似の違法犯罪の再発を防止する。

第十二条 第三者組織は、事件に係る企業のコンプライアンス計画の実現可能性、有効性及び包括性を審査し、修正及び改善のための提案・勧告を行い、事件の具体的な状況及び事件に係る企業が承諾した履行期限に基づき、コンプライアンス考察期間を決定する。

コンプライアンス考察期間中、第三者組織は、定期的または不定期に、事件に係る企業のコンプライアンス計画の履行状況を検査・評価することができ、事件に係る企業に対し、定期的にコンプライアンス計画の実施状況を書面で報告し、更にその写しを事件の処理を行う人民検察院に提出するよう求めることができる。第三者組織は、事件に係る企業またはその人員に関して、事件を処理する機関がまだ把握していない犯罪事実、または新たに行われた犯罪行為を発見した場合、第三者監督・評価手続を中止し、事件処理を担当する人民検察院に報告するものとする。

第十三条 第三者組織は、コンプライアンス考察期間が満了した後に、事件に係る企業のコンプライアンス計画の完成状況について、全面的な検査、評価、審査を行い、コンプ

ライアンス考察に関する書面による報告書を作成し、第三者組織の選定を担当する第三者メカニズム管理委員会及び事件を処理する人民検察院に提出するものとする。

第十四条 人民検察院は、企業に関わる犯罪事件を処理する過程において、第三者組織のコンプライアンス考察に関する書面による報告書、事件に係る企業のコンプライアンス計画、定期的書面報告等のコンプライアンス資料を、法に従い逮捕の許可・不許可、起訴・不起訴、強制措置の変更の可否を決定して量刑の提案又は検察勧告、検察意見を提出するための重要参考とする。

人民検察院は、事件に係る企業の違法犯罪予防体制が不完全、未実施であり、管理が十全でなく、違法犯罪の危険性が潜んでおり、速やかにそれらを解消する必要があることを発見した場合、コンプライアンス資料を踏まえて、事件に係る企業に対して検察勧告を行うことができる。

人民検察院が事件に係る企業に対して、不起訴の決定を下し、行政処罰、処分を与え、又はその違法所得を没収する必要があると考える場合、コンプライアンス資料を踏まえて、法に従い、関連主管機関に検察意見を提出するものとする。

人民検察院は、第三者メカニズムを通じて、事件に係る企業またはその人員に法律法規に違反するその他の状況が存在することを発見した場合、法に従い、当該事件の手掛かりを関連主管機関、公安機関または紀律検査監察機関に引き渡し、処理させるものとする。

第十五条 人民検察院は、企業に関わる事件について、逮捕の不承認、不起訴、強制措置の変更などの決定をしようとする場合、「人民検察院が審理する事件の公聴会に関する業務規定」に基づき、公聴会を開催し、第三者組織の構成員を出席させ意見を述べるよう求めることができる。

第十六条 事件の処理を担当する人民検察院は、次の職責を果たすものとする。

(一) 第三者組織の構成員名簿に対する登録・審査を行い、構成員に明らかに不適切な状況があると発見した場合、速やかに第三者メカニズム管理委員会に意見・勧告を提出する、

(二) 事件に係る企業のコンプライアンス計画、定期的書面報告を審査し、第三者組織に意見・勧告を提出する、

(三) 第三者組織のコンプライアンス考察書面報告を審査し、第三者メカニズム管理委員会に意見・勧告を提出し、必要に応じて調査・確認を行う、

(四) 事件に係る企業、個人及びその弁護士、訴訟代理人またはその他の関連単位、人員が第三者メカニズム運用期間中において提出した訴え、告発又は関連申請、要請を法に従い処理する、

(五) 刑事訴訟法、人民検察院刑事訴訟規則等の法律、司法解釈に定められたその他の法定職責。

第十七条 第三者組織及びその構成員は、コンプライアンス考察期間中において、事件に係る企業のコンプライアンス計画、定期的書面報告に対して必要な検査、評価を行うことができ、事件に係る企業はこれに協力するものとする。

第三者組織及びその構成員は、次の義務を履行するものとする。

- (一) 法律法規を遵守し、勤勉に責任を果たし、客観性・中立性を保つ、
- (二) 職務遂行中に知り得た国家機密、営業秘密、個人のプライバシーを漏洩してはならない、
- (三) 職務遂行の便宜を利用して、賄賂を要求したり、受けとったり、又は事件に係る企業、個人の財物を不法に占有したりしてはならない、
- (四) 職務遂行の便宜を図り、事件に係る企業の正常な生産経営活動を妨害してはならない。

第三者組織の構成員が弁護士、公認会計士、税理士（公認税理士）等の仲介組織の関係者である場合、第三者監督評価の職務を遂行する期間中、規定に違反して利害関係を有する可能性のあるいかなる業務も引き受けてはならない。第三者監督評価の職務の遂行終了後1年以内に、上記の者及びその所属する仲介組織は、事件に係る企業、個人またはその他の利害関係を有する単位、人員から依頼される業務を引き受けてはならない。

第十八条 事件に係る企業またはその人員は、第三者メカニズムの運用期間中に、第三者組織またはその構成員に不当な行為が存在し、または違法犯罪の疑いがあると考えられる場合、第三者組織の選定を担当する第三者メカニズム管理委員会にその旨を報告し、または異議を申し立て、または事件の処理を担当する人民検察院に上訴・告発を提出することができる。

事件に係る企業とその人員は、期限に従い、真剣にコンプライアンス計画を履行するものとし、コンプライアンス計画の履行を拒否したり、形を変えて履行を回避したり、第三者組織のコンプライアンス考察への協力を拒否したり、または、その他のコンプライアンス計画に対する重大な違反行為を行ってはならない。

第四章 附則

第十九条 紀律検査観察機関が、贈賄の疑いのある企業が企業コンプライアンス試験的实施および第三者メカニズムの適用条件を満たしていると判断し、人民検察院に意見を提出した場合、人民検察院は本指導意見を参考として適用することができる。

第二十条 試験的实施地域の人民検察院、国務院国有資産監督管理委員会、財務部門、工商連合会は、現地の実情に照らして、関係部門と共同で本指導意見を参考に具体的な実施弁法を制定し、試験的实施の業務要求に従って届け出・報告を行うことができる。

本指導意見は、最高人民検察院、国務院国有資産監督管理委員会、財政部、中華全国工商連合会が、司法部、生態環境部、国家税務総局、国家市場監督管理総局、中国国際貿易促進委員会と共同で解釈し、発行日より施行するものとする。

出所：中国人民共和国最高人民検察院ウェブサイト

https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbh/202106/t20210603_520224.shtml

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。